

## 原子力被災者等の健康不安解消に向けたアクションプラン の策定について

### I. 基本的な作業方針

- (1) 環境省とりまとめのもと（※原子力規制庁設置までは、原子力被災者生活支援チームが協力）、原子力被災者等の健康不安解消に向けた取組の現状と課題を、関係省庁等で共有。
- (2) その上で、関係省庁が緊密に連携協力して、原子力被災者等の健康不安対策に取り組んでいくため、①24年度の具体策、②中長期的な具体策を、本年5月を目途にアクションプランとして取りまとめ。
- (3) その後、原子力被災者等の健康不安対策調整会議（以下「調整会議」という。）において、関係各省で実施している取組について、適時、情報共有や意見交換。

### II. 具体的な検討体制

アクションプログラムの策定に向けて、以下の割振に従って、①現状及び課題の把握、整理、②可能な限り迅速な対応の検討を行うこととする。

#### 1. 全体のとりまとめ 【環境省】

（※）原子力規制庁設置までは、原子力被災者生活支援チームが協力。

#### 2. 関係者の連携、共通理解の醸成 【環境省（、調整会議の出席省庁）】

<具体的な検討事項>

- イ) 関係者の連携の在り方（場の設置を含む）
- ロ) 被ばくのリスクや各種の基準等の横断的な共通理解の醸成方法 等

### 3. 放射線影響等に係る人材育成

#### (1) 情報発信人材の育成 【文科省、厚労省、放医研、環境省】

- |  |   |   |     |
|--|---|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・文科省：教育関係者の人材育成</li><li>・厚労省：保健医療福祉関係者の人材育成</li><li>・放医研：放射線に関する正しい情報を発信出来る人材の育成</li></ul> | } | + | 環境省 |
|--|---|---|-----|

##### <具体的な検討事項>

- イ) 被ばくのリスク（放射線の健康影響）に関する情報提供
- ロ) 各種の基準（の相関関係等）に関する情報提供
- ハ) ストレス等による健康影響に関する情報提供
- ニ) モニタリングや除染の状況等に関する情報提供
- ホ) 検査機器の使用方法に関する実技
- ヘ) 教材、教育プログラムの作成・周知
- ト) 住民参加型のコミュニケーションの場に協力できる人材の育成・協力体制の構築

等

#### (2) 子どもの教育 【文科省】

##### <具体的な検討事項>

- イ) 放射線の種類や性質など放射線の基本的知識の情報提供
- ロ) 被ばくのリスク（放射線の健康影響）に関する情報提供
- ハ) 放射線防護のための適切な行動についての情報提供
- ニ) ストレス等による健康影響に関する情報提供

等

#### 4. 放射線影響等に係る拠点等の整備、連携強化等

##### (1) 拠点等の整備、連携強化 【環境省、厚労省】

- ・ 環境省：県民健康管理センター
- ・ 厚生労働省：保健福祉センター、東日本大震災中央子ども支援センター、心のケアセンター、災害時こころの情報支援センター

##### <具体的な検討事項>

- イ) 放射線又はメンタルヘルスの専門家の配置
- ロ) 提供機能（情報発信、人材育成、情報蓄積等）
- ハ) 他機関との連携方法 等

##### (2) 検査機器の配備 【環境省（、文科省、厚労省、農水省、消費者庁）】

##### <具体的な検討事項>

- イ) 配備すべき検査機器の種類、数量
- ロ) 検査機器の配備場所（個人への配布を含む）
- ハ) 検査結果に対する評価・理解を支援する仕組みの構築 等

#### 5. 国際的な連携強化 【環境省、外務省（、調整会議の出席省庁）】

##### <具体的な検討事項>

- イ) 連携すべき国際機関、国家、個人
- ロ) 連携すべき分野
- ハ) 具体的かつ継続的な連携の方法（拠点の活用含む） 等